

平成 2 5 年 度 版

事 業 概 要

(平 成 2 4 年 度 実 績)

三重県障害者相談支援センター

目 次

第1 概要	1
1 沿革	
2 名称・所在地・建物配置図等	
3 所管区域	
4 組織及び職員配置	
第2 業務内容	7
1 総務課	
2 知的障害者支援課	
3 身体障害者支援課	
4 地域支援課	
第3 平成24年度業務実績	15
1 総務課	
(1) 身体障害者手帳の交付事務処理件数	
(2) 年度別身体障害者手帳交付事務処理件数	
(3) 身体障害者手帳交付者数	
(4) 身体障害者福祉法第15条指定医師	
(5) 市町別療育手帳交付事務処理件数	
(6) 年度別療育手帳交付事務処理件数	
(7) 療育手帳交付者数	
2 知的障害者支援課	
(1) 年度別相談人員の推移	
(2) 相談形態割合	
(3) 相談判定処理状況	

- (4) 市町別相談判定状況
- (5) 男女別年齢別相談件数
- (6) 男女別程度別相談件数
- (7) 生活活動状況別相談割合
- (8) 地域支援の状況
- (9) 研修の状況

3 身体障害者支援課

- (1) 相談業務
- (2) 判定業務
- (3) 判定等実施状況
- (4) 判定依頼件数の過去5年間の推移
- (5) 来所・巡回別実施判定依頼件数の過去5年間の推移
- (6) 判定依頼状況の過去5年間の推移
- (7) 更生医療の判定件数
- (8) 補装具判定の状況
- (9) 研修の状況
- (10) 市町等に対する専門的な技術的助言・指導等の業務
- (11) 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定

4 地域支援課

- (1) 相談支援事業
- (2) 相談支援体制整備・強化及び地域の協議会支援
- (3) 人材育成支援事業
- (4) 障害者虐待防止・権利擁護事業

第1 概要

三重県身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第11条第1項及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項の規定に基づき三重県が設置した行政機関です。

身体障害者更生相談所は、市町における身体障がい者の更生援護の実施にあたり専門的な知識・技術を必要とする医学的、心理学的、職能的判定を行うとともに、補装具の処方及び適合判定を行うほか、更生援護に関する市町相互間の連絡調整、市町に対する情報の提供その他必要な援助を行い、また身体障害者手帳の交付を行っています。

また、知的障害者更生相談所は、市町における知的障がい者の更生援護の実施に関し、専門的な知識や技術を要する医学的、心理学的、職能的判定を行うとともに、市町間の連絡及び調整、情報の提供、専門的な知識及び技術を必要とする相談・指導を行い、また療育手帳の判定及び交付を行っています。

本県では、この身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所は、障がい当事者への相談支援の充実にに向けた機能強化を主たる目的として平成21年4月1日に統合され、障害者相談支援センターとなりました。

なお、統合により当センターに新たに設置した「地域支援課」において、障がい者相談支援体制強化事業を本庁から移管・実施するとともに、各障害保健福祉圏域に設置されている「総合相談支援センター」の機能の充実にに向けた支援や、「協議会」の活性化を図る取組を行っています。

さらに、平成24年10月に障害者虐待防止法が施行され、この法律により県は「障害者権利擁護センター」としての機能を果たすことが義務付けられました。そこで障害者相談支援センター内に「三重県障害者権利擁護センター」を設置しました。

1 沿革

(1) 身体障害者更生相談所の沿革

昭和27年10月	三重県民生部厚生課内に設置
昭和30年6月	三重県身体障害者更生指導所（津市藤方2283-1）の設置に伴い移転
昭和60年4月	三重県身体障害者総合福祉センター（津市一身田大古曾670番地2）の整備に伴い、同センター内に移転

平成 21 年 4 月 1 日 「障害者相談支援センター」(津市一身田大古曾 670 番地 2) として身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所が統合

(2) 知的障害者更生相談所の沿革

昭和 35 年 7 月 1 日 三重県身体障害者更生指導所(津市藤方 2283-1) 内に併置

昭和 39 年 4 月 1 日 精神薄弱者更生施設「三重県樹心寮」(津市城山 1 丁目 12-2) 内に移転・併置

昭和 46 年 7 月 1 日 三重県中央児童相談所(津市鳥居町 258) 内に移転・併置

平成 2 年 4 月 16 日 三重県中央児童相談所の庁舎新築(津市一身田大古曾字雁田 694-1) に伴い移転

平成 11 年 4 月 1 日 知的障害者更生相談所と知的障害者更生施設「三重県樹心寮」を統合し、「知的障害者福祉センターはばたき」(津市城山 1 丁目 12-2) を整備、移転

平成 18 年 4 月 1 日 更生施設部門が平成 17 年度末をもって休止したことに伴い、名称が知的障害者更生相談所に変更

※ 更生施設部門は平成 19 年 4 月から民営の施設として運営

平成 21 年 4 月 1 日 「障害者相談支援センター」として、身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所が統合され、三重県身体障害者総合福祉センター(津市一身田大古曾 670 番地 2) 内に移転

2 名称・所在地・建物配置図等

- ・名称 三重県障害者相談支援センター
- ・所在地 〒514-0113 三重県津市一身田大古曾 670 番地 2
TEL 059-236-0400 (総務課)
059-232-7531 (知的障害者支援課)
059-232-7356 (身体障害者支援課)
059-236-0403 (地域支援課)
FAX 059-231-0687
E-mail shogaic@pref.mie.jp
HP <http://www.pref.mie.jp/SHOGAIC/HP/>

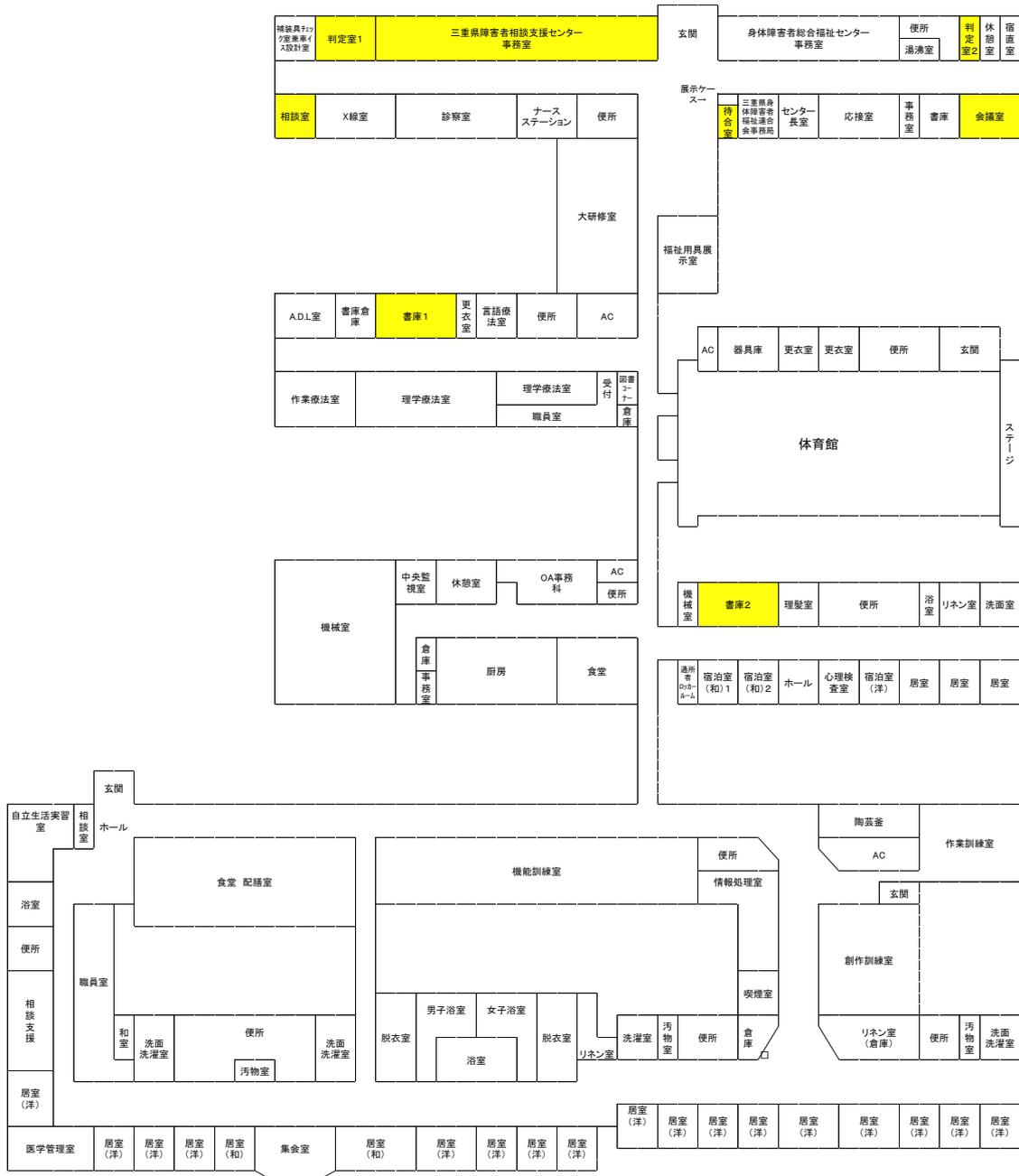
・案内図



交通：JR 一身田駅から徒歩約 10 分
津駅西口からバス（夢が丘団地行き）「身体障害者総合福祉センター前」
「人権センター口」からは徒歩約 3 分

・建物配置図等（三重県身体障害者総合福祉センター）

※ 三重県障害者相談支援センター使用部分



※ 配置については、一部変更される場合があります。

※ 三重県身体障害者総合福祉センター（平屋建て）

敷地面積 66,417.71 m²

建物延べ面積 8,172.30 m² (396.235 m²)

() は、三重県障害者相談支援センターの面積【玄関等共用面積を除く】

3 所管区域

三重県全域
 (9 障害保健福祉圏域)
 14 市 15 町



平成25年4月1日現在

地域名	総数	人口比率	世帯数	世帯比率	範囲
桑名	217,975	11.9%	80,382	11.3%	桑名市・いなべ市・桑名郡・員弁郡
四日市	370,950	20.3%	145,739	20.5%	四日市市・三重郡
鈴鹿	247,784	13.5%	95,114	13.4%	鈴鹿市・亀山市
津	280,994	15.4%	113,481	15.9%	津市
松阪	214,780	11.7%	82,154	11.5%	松阪市・多気郡
伊勢	247,944	13.6%	96,004	13.5%	伊勢市・鳥羽市・志摩市・度会郡
伊賀	173,305	9.5%	64,412	9.1%	名張市・伊賀市
尾鷲	36,390	2.0%	16,798	2.4%	尾鷲市・北牟婁郡
熊野	38,737	2.1%	17,543	2.5%	熊野市・南牟婁郡
合計	1,828,859	100.0%	711,627	100.0%	

4 組織及び職員配置（平成 25 年 4 月 1 日現在）

所 長（事務）			
	— 総務課	— 課長（事務）	1名
		— 事務	4名
		— 業務補助職員	2名
	— 知的障害者支援課	— 課長（技術）	1名
		— ケースワーカー	事務 2名 技術 2名
		— 心理判定員	5名
		— 医師（兼務）	1名
		— 医師（非常勤嘱託）	1名
	— 身体障害者支援課	— 課長（事務）	1名
		— 事務	2名
		— 看護師	1名
		— 理学療法士	1名
— 医師（非常勤嘱託）		8名	
— 地域支援課	— 課長（技術）	1名	
	— 事務	4名	
	— 技術	1名	

【再掲】

事務吏員	15名（うち、育児休業1名）
技術吏員	12名（うち、育児休業1名）
業務補助職員（事務）	2名
兼務医師	1名
嘱託医	9名

第2 業務内容

1 総務課

(1) 身体障害者手帳の交付業務

平成18年度から身体障害者更生相談所で交付事務を行っています。

(2) 身体障害者福祉法第15条第1項医師の指業務定

(3) 療育手帳の交付業務

平成18年度から児童分を含めて知的障害者更生相談所で交付事務を行っています。

(4) その他庶務、経理業務

2 知的障害者支援課

知的障害者福祉法第12条、同施行令、同施行規則、厚生労働省社会・援護局保健福祉部長通知（平成15年3月25日、障発0325002号）により以下の業務を行っています。

- ・ 知的障がい者に関する専門的な知識及び技術を必要とする相談及び指導業務。
- ・ 18歳以上の知的障がい者の医学的、心理学的判定。
- ・ 市町が行う援護の実施に関し、市町に対する専門的な技術援助及び助言、情報提供、市町相互間の連絡調整、市町職員に対する研修、その他必要な援助並びにこれらに付随する業務。
- ・ 地域生活支援の推進に関する業務。
- ・ 本人若しくはその保護者及び市町から求めがあった時や、その他必要があると認められた時は、知的障がい者の福祉を図るために必要な事項を記載した判定書を交付。

(1) 相談・判定

知的障がい者の生活全般にわたり、本人、家族その他からの相談に応じ、医学的及び心理学的判定等を行い、その福祉に寄与するために必要な支援を行っています。

① 実施方法

ア 来所相談

障害者相談支援センターにおいて、対象者に関する各種相談を受け、必要に応じて心理学的判定等を実施しています。

イ 巡回相談

障害者相談支援センターから遠隔地である、対象者の障がいが重度である等の事情により、相談を受ける意志があってもそれが困難な対象者に対して、積極的に居住市町等へ出向き、相談、判定に応じています。

② 相談内容

ア 施設相談

障害者支援施設等への入所、通所に関する相談

イ 職親委託相談

生活指導及び技能習得訓練等を受けるための職親委託に関する相談

ウ 職業相談

職業に就かせることについての相談又は職業安定所等への紹介の相談

エ 医療保健相談

医療又は保健指導等の相談及び医療保健施設等への紹介依頼の相談

オ 生活相談

生活保護法の適用等経済的問題に関する相談及び日常生活上の悩みや不適応行動、余暇活動等に関する相談

カ 教育相談

特別支援学校高等部等の学校教育や卒業後の進路に関する相談のほか、家庭における教育等に関する相談

キ 療育手帳相談

療育手帳に関する相談

ク その他の相談

ア～キのいずれにも該当しない相談

③ 判定内容

ア 医学的判定

精神医学的診断に基づき判定を行ったもの

イ 心理学的判定

心理学的諸検査及び観察等により心理学的判定を行ったもの

ウ 職能的判定

動作能力、作業素質及び生活環境等により適職の判定を行ったもの

エ その他の判定

ア～ウのいずれにも該当しない判定

④ 判定書等の交付

相談、判定の結果について、市町あてに判定・意見書を交付し、市町が実施する援護について専門的技術的支援を行っています。また、知的障がい者の生活の安定、向上を図るため、社会保障上の制度活用に関する各種証明書等を交付しています。

(2) 地域支援

① 市町等地域支援

地域の協議会（知的障がい部会等）に出席し、困難事例に対する支援検討、関係機関によるネットワーク構築のための協議等を行うほか、必要に応じて助言や提案を行っています。

② 入所調整

知的障がい者の施設入所希望に関する情報の集約及び入所待機者名簿の管理、施設の入退所状況のとりまとめを行い、市町相互間の連絡調整及び市町、施設に対する情報の提供等を行っています。

障害者自立支援法、児童福祉法の一部改正により、平成 24 年度から、18 歳以上の重症心身障害児施設の入所待機者については障害者自立支援法の療養介護の対象となりました。それに伴い、平成 24 年 7 月 1 日より、療養介護（三重病院）の利用（入所）を希望する 18 歳以上の方を対象に利用調整を実施しています。

③ セーフティネットの構築

保護者の死亡等により、急きょ安心、安全な生活の場の確保が必要となった知的障がい者に対し、県独自でセーフティネット機能事業として緊急入所制度を設けています。緊急入所の適否は調整委員会を開催して決定し、知的障害者支援課はこれに関係する一連の事務を担っています。

④ 行動観察事業

地域生活において何らかの不適応や支援上の困難性を抱えた在宅等の知的障がい者に対し、一時的に入所施設を利用して行動観察を行い、再度

地域での生活が可能となるように支援しています。

(3) 研修

地域生活支援の視点で、市町職員をはじめとする知的障がい者支援従事者に対して研修を行い、資質の向上を図っています。

3 身体障害者支援課

身体障害者福祉法第 11 条、同施行令、同施行規則、厚生労働省社会・援護局保健福祉部長通知（平成 15 年 3 月 25 日、障発 0325001 号）により以下の業務を行っています。

- ・ 身体障がい者に関する専門的な知識及び技術を必要とする相談及び指導業務
- ・ 身体障がい者の医学的、心理学的及び職能的判定並びに補装具の処方及び適合判定業務
- ・ 市町が行う援護の実施に関し、市町に対する専門的な技術援助及び助言、情報提供、市町相互間の連絡調整、市町職員に対する研修、その他必要な援助並びにこれらに付随する業務
- ・ 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定業務

(1) 相談・判定

身体障がいのある人や家族などからの求めに応じ、その援護の実施機関である市町からの依頼を受けて、特に専門的な知識や技術を必要とする事項について、相談支援を行うとともに、医学的、心理学的及び職能的判定に基づいて、総合的判定を行っています。

具体的な業務の内容は以下のとおりです。

(ア) 身体障がい者の更生医療に係る相談及び判定

(イ) 補装具の処方及び適合判定

(ウ) 施設利用及びその他身体障がい者の更生援護のための各種相談

(2) 地域支援

身体障がいのある人が地域の中で充実した生活を送ることができるよう、市町等が実施する援護について専門的技術的援助を行うとともに、市町、サービス提供者等の関係機関と連携し、生活支援体制の充実を図るなど、地域

福祉の推進に寄与します。

具体的には、三重県内の障害者支援施設（旧療護施設）への入所について、サービスを受ける必要性の高い入所希望者に優先的に入所していただくため、入所に関する手続き及び基準を明示し、それに基づいて各施設が「入所基準」を策定・運用しています。

また、特別支援学校が開催する進路懇談会に出席し、学校、市町、地域生活支援センター職員等に助言・指導等を行います。

（3）調査研究・研修

身体障がいに関する調査及び情報収集、啓発及び関係機関職員等への研修を実施します。

（4）指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定

保険医療機関、保健薬局などからの申請により、育成医療、更生医療を担当する指定自立支援医療機関を指定します。

4 地域支援課

障害者総合支援法第 78 条の規定により以下の業務を行っています。

- ・ 障がい者が自立した日常生活・社会生活を営むために必要な専門性の高い相談業務及び相談支援体制の充実に向けた取組
- ・ 障がい福祉サービス、相談支援を行う者に対する研修
- ・ 障害者総合支援法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会充実に向けた取組

平成 24 年 10 月に施行された障害者虐待防止法により障害者相談支援センター内に「三重県障害者権利擁護センター」を設置しました。

また、障害者虐待防止対策支援事業により、虐待防止にかかる研修を行っています。

(1) 相談支援事業

障害保健福祉圏域ごとに障がい者の相談支援体制の充実を図るとともに、全県域を対象に自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい、重症心身障がいなどの専門性の高い相談支援事業を行います。

具体的な業務の内容は以下のとおりです。

① 障がい者就業・生活支援事業

就労中又は就労を希望する障がい者の相談に応じるとともに、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携をとって就労の機会の提供、就労継続支援等必要な支援を行います。

② 障がい児等療育相談支援事業

障がい児（者）または発達の気になる児童等並びに家族等の地域における生活を支えるための相談に応じるとともに、県の療育機関と連携を図りながら地域の療育機能の充実を図ります。

③ 高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業

交通事故等による脳外傷により生じた高次脳機能障がい者の社会復帰や地域生活を支援するために必要な相談支援を行うとともに、医療機関、施設等で高次脳機能障がい者の支援に携わる者に対する研修等を行います。

④ 自閉症・発達障がい支援センター運営事業

自閉症等の特有な発達障害を有する障がい児（者）に対する支援を総合的に行う地域の拠点として自閉症・発達障がい支援センターを設置し、県民の理解を促進するため研修等を行い、相談・助言、指導・就労に関する支援や関係施設との連携により、障がい児（者）の福祉の向上を図ります。

⑤ 重症心身障がい児（者）相談支援事業

在宅の重症心身障がい児（者）やその家族の生活を支援するための相談に応じるとともに、療育機関等福祉サービスの情報提供などを行うことにより、重症心身障がい児（者）の地域生活の支援を行います。

(2) 相談支援体制整備・強化及び地域協議会の充実

障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を可能とするためには、相

談支援が重要となっています。

県や市町から相談支援事業を受託している障がい者総合相談支援センターを支援するため、代表者会議等の開催により支援センター間の情報共有や課題解決に向けた取組を行います。

障がい者の地域生活を支えるためには、障がい者の相談支援活動が重要ですが、相談支援を通じて把握した障がい者の状況や課題等の情報を、地域の関係者が共有し課題解決に向けた取組を行うことが必要です。

関係者の情報共有や課題解決の場として、地域の協議会が各市町に設置されており、協議会の充実にに向けた支援を行います。

(3) 人材育成支援事業

障がい者福祉サービスや相談支援が円滑に実施されるよう、その担い手となる人材の確保・育成を図るため、各種研修を行います。

具体的な業務の内容は以下のとおりです。

① 障害程度区分認定調査員研修

市町職員、事業所の職員等であり、障害程度区分の認定調査を行うことが見込まれる者を対象とした研修を行います。

② 審査会委員研修

障害程度区分の認定を行う市町の審査会委員の研修を行います。

③ 相談支援従事者研修

相談支援従事者の養成や資質の向上を図るため研修を行います。

④ サービス管理責任者研修

個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理等を行うために配置されるサービス管理責任者の養成及びフォローアップするための研修を行います。

⑤ 同行援護従業者養成研修（一般課程・応用課程）及びガイドヘルパー養成研修

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者の支援等や、全身性障がい者の外出時の移動の支援等を行う同行援護従業者及びガイドヘルパーを養成する研修を行います。

⑥ 行動援護従業者養成研修

ニーズに応じた支援を実施するために、必要な知識・技能を有する
行動援護従業者を養成する研修を行います。

(4) 障害者虐待防止・権利擁護事業

①三重県障害者権利擁護センター

「使用者による障害者虐待」の相談を受付けています。ここではセンター職員が相談を受け付け、必要に応じて該当する市町、県健康福祉部障がい福祉課及び関係機関と連携を図るとともに、市町への助言や支援を行っています。

②障害者虐待防止・権利擁護研修の実施

障害者虐待の問題について、障害者福祉施設従事者等の理解を深めるとともに、市町等の障害者虐待防止担当職員等の専門性の強化を図るため、研修を行います。

第3 平成24年度業務実績

1 総務課

(1) 身体障害者手帳の交付事務処理件数

(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

		視覚	聴覚 平衡	音声言語 ・そしゃく	肢 体 不自由	脳原性	心臓	じん臓
交付・ 処理 件数	新規交付	335	462	112	4,176	63	940	490
	再交付(認定)	325	316	47	1,567	119	409	362
	再交付(取替)	106	151	34	659	27	166	95
	居住地変更	144	149	22	713	61	135	75
	返還	360	392	120	2,756	27	648	420
	県内転入	25	44	5	150	3	31	15
	県外転出	8	25	2	89	4	25	13
合計		1,303	1,539	342	10,110	304	2,354	1,470

		呼吸器	ぼうこう 直腸	小腸	肝臓	その他	合計
交付・ 処理 件数	新規交付	309	499	1	27	12	7,426
	再交付(認定)	78	170	10	5	1	3,409
	再交付(取替)	15	52	1	2	2	1,310
	居住地変更	25	44	1	3	5	1,377
	返還	362	438	2	21	3	5,549
	県内転入	3	7	2	0	0	285
	県外転出	3	6	0	3	2	180
合計		795	1,216	17	25	61	19,536

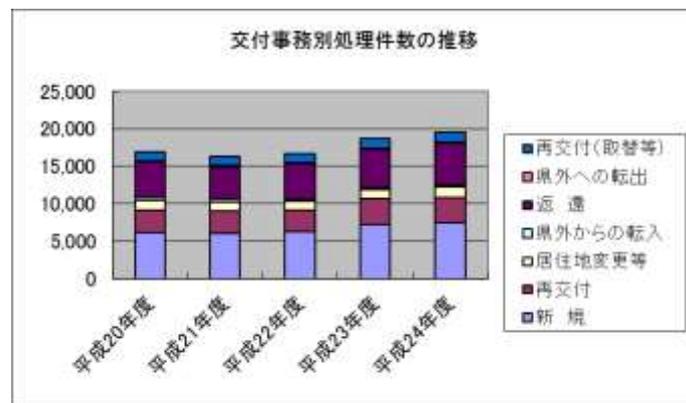
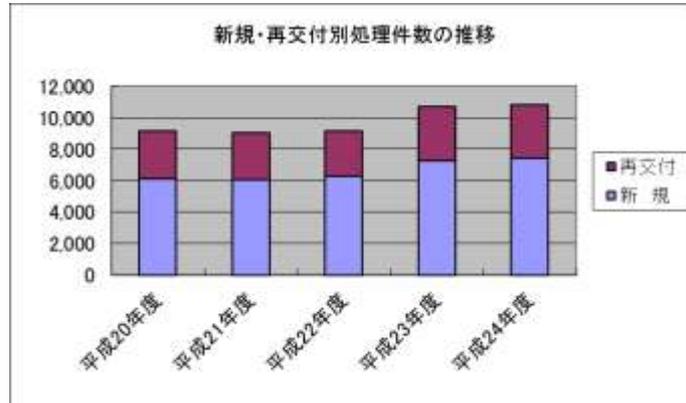
【再掲】市町別交付事務処理件数

(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

市町名	新規 交付	再交付 (認定)	再交付 (取替)	居住地 変更	返還	県内 転入	県外 転出	計
津市	1,118	572	203	248	860	37	26	3,064
四日市市	1,121	524	229	232	716	49	30	2,901
伊勢市	545	278	84	124	476	13	7	1,527
松阪市	685	277	113	146	500	19	8	1,748
桑名市	513	222	78	96	318	28	17	1,272
鈴鹿市	699	365	168	148	508	33	16	1,937
名張市	315	125	38	45	206	35	6	770
尾鷲市	115	59	19	9	86	4	6	298
亀山市	225	81	41	27	154	1	8	537
鳥羽市	113	43	13	9	85	3	2	268
熊野市	110	32	15	4	95	1	4	261
いなべ市	183	101	23	23	137	8	8	483
志摩市	221	104	43	41	209	7	7	632
伊賀市	432	218	67	98	378	18	8	1,219
市計	6,395	3,001	1,134	1,250	4,728	256	153	16,917
木曾岬町	38	12	4	3	14	0	2	73
東員町	92	35	11	11	65	4	5	223
菰野町	152	66	31	25	121	3	6	404
朝日町	26	18	6	4	25	4	0	83
川越町	34	14	10	6	53	2	0	119
多気町	75	22	11	4	60	2	0	174
明和町	92	45	15	6	72	4	2	236
大台町	58	27	5	9	46	1	1	147
玉城町	63	12	19	7	51	2	0	154
度会町	33	11	6	5	27	1	0	83
大紀町	60	28	12	10	50	2	1	163
南伊勢町	94	32	4	12	53	1	0	196
紀北町	106	42	26	15	73	1	5	268
御浜町	59	17	11	6	59	0	1	153
紀宝町	49	27	5	4	52	2	4	143
町計	1,031	408	176	127	821	29	27	2,619
合計	7,426	3,409	1,310	1,377	5,549	285	180	19,536

(2) 年度別身体障害者手帳交付事務処理件数

処理区分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
新 規	6,132	6,050	6,281	7,270	7,426
再交付	3,007	2,966	2,877	3,410	3,409
小 計	9,139	9,016	9,158	10,680	10,835
居住地変更等	1,351	1,248	1,154	1,224	1,377
県外からの転入	314	323	293	245	285
返 還	4,740	4,302	4,719	5,104	5,549
県外への転出	190	179	149	180	180
再交付(取替等)	1,193	1,244	1,180	1,283	1,310
合 計	16,927	16,312	16,653	18,716	19,536



(3) 身体障害者手帳交付者数 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

(単位:人)

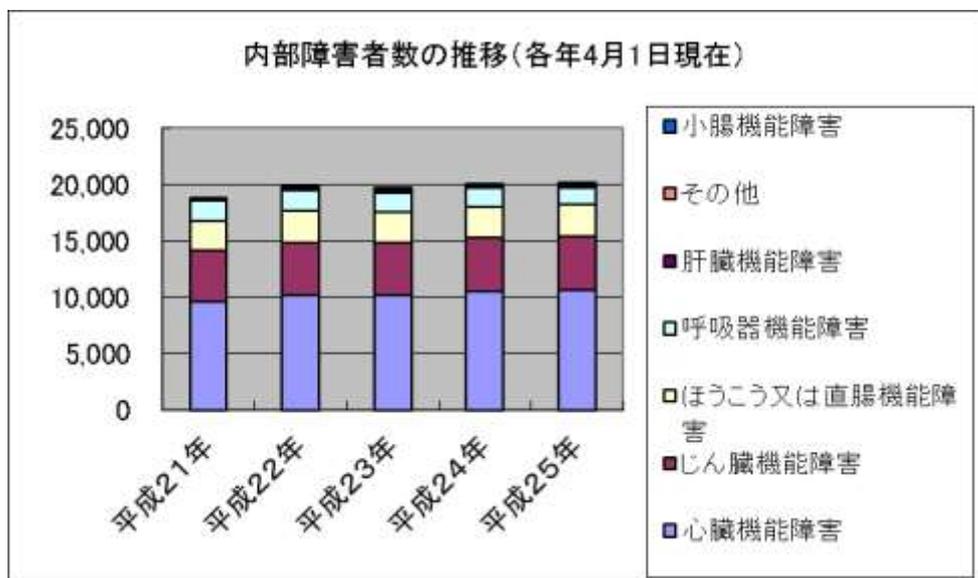
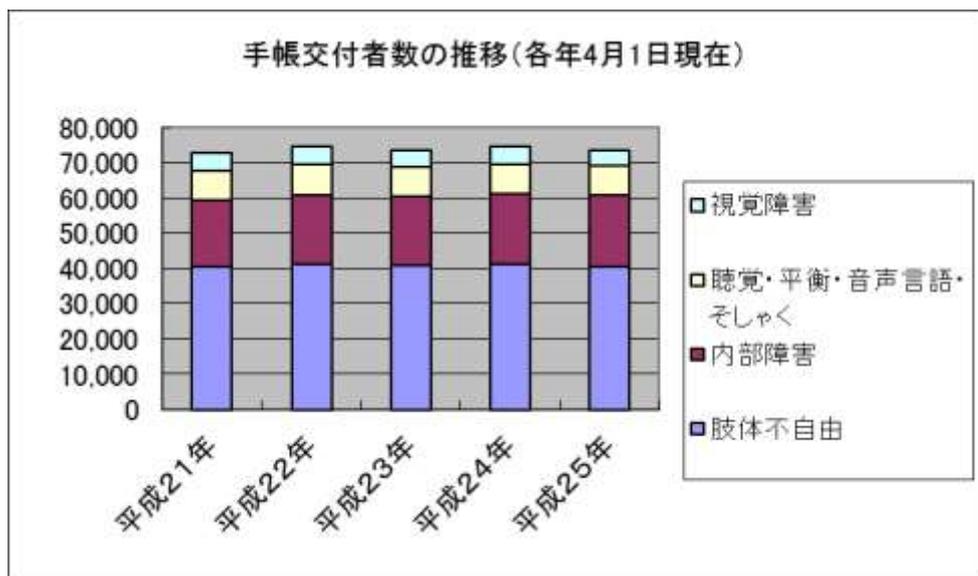
障害別		等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	障害別 構成比
視覚障害	児		38	6	5	6	6	2	63	6.23%
	者		1,649	1,255	374	352	547	350	4,527	
	計		1,687	1,261	379	358	553	352	4,590	
聴覚又は平衡機能障害	児		4	70	49	17	0	42	182	10.08%
	者		359	1,806	1,086	1,225	40	2,721	7,237	
	計		363	1,876	1,135	1,242	40	2,763	7,419	
音声・言語機能又は そしゃく機能障害	児		0	1	0	5			6	1.16%
	者		24	83	454	286			847	
	計		24	84	454	291	0	0	853	
肢体不自由	児		442	300	102	19	30	10	903	55.21%
	者		6,894	7,621	8,860	11,077	3,452	1,844	39,748	
	計		7,336	7,921	8,962	11,096	3,482	1,854	40,651	
内 部 障 害	心臓機能障害	児	87	0	54	18			159	14.43%
		者	6,960	69	1,907	1,530			10,466	
		計	7,047	69	1,961	1,548	0	0	10,625	
	呼吸器機能障害	児	14	0	7	0			21	2.11%
		者	294	38	898	302			1,532	
		計	308	38	905	302	0	0	1,553	
	じん臓機能障害	児	8	0	1	0			9	6.46%
		者	4,405	18	207	118			4,748	
		計	4,413	18	208	118	0	0	4,757	
	ぼうこう又は直 腸機能障害	児	2	0	11	10			23	3.81%
		者	14	11	163	2,594			2,782	
		計	16	11	174	2,604	0	0	2,805	
	小腸機能障害	児	5	0	1	3			9	0.11%
		者	8	3	12	51			74	
		計	13	3	13	54	0	0	83	
	肝臓機能障害	児	19	0	0	0			19	0.20%
		者	103	10	9	7			129	
		計	122	10	9	7	0	0	148	
	その他	児	0	0	0	0			0	0.20%
		者	32	67	35	12			146	
		計	32	67	35	12	0	0	146	
	(内部障害計)	児	135	0	74	31			240	27.32%
		者	11,816	216	3,231	4,614			19,877	
		計	11,951	216	3,305	4,645	0	0	20,117	
合計	児	619	377	230	78	36	54	1,394	100.0%	
	者	20,742	10,981	14,005	17,554	4,039	4,915	72,236		
	計	21,361	11,358	14,235	17,632	4,075	4,969	73,630		
等級別構成比			29.01%	15.43%	19.33%	23.95%	5.53%	6.75%	100.0%	

※ 複数の障がいのある方は、最重度の障がいの種別とし、総合等級で整理している。

【再掲】市町別交付者数

(単位:人)

障害 区分 市町名	視覚	聴覚 ・ 平衡	音声 言語 ・ 咀嚼	肢体 不 自由	内 部 障 害								児・者別内訳		合 計
					心臓	呼吸 器	腎臓	膀胱 ・ 直腸	小腸	肝臓	その 他	計	児	者	
津市	792	1,026	127	6,535	1,496	198	669	423	16	22	0	2,824	238	11,066	11,304
四日市市	660	1,033	116	5,582	1,812	176	835	408	11	21	0	3,263	240	10,414	10,654
伊勢市	337	654	71	2,757	817	118	323	181	3	8	0	1,450	88	5,181	5,269
松阪市	410	675	87	3,657	854	140	401	241	16	17	0	1,669	131	6,367	6,498
桑名市	289	406	48	2,451	859	83	305	215	10	7	0	1,479	111	4,562	4,673
鈴鹿市	382	659	72	3,918	855	102	470	289	7	16	0	1,739	171	6,599	6,770
名張市	192	306	35	1,777	412	72	209	94	5	5	0	797	52	3,055	3,107
尾鷲市	50	84	14	625	182	31	84	43	2	3	0	345	13	1,105	1,118
亀山市	118	234	25	1,283	240	58	135	95	0	5	0	533	37	2,156	2,193
鳥羽市	82	145	14	642	158	36	75	38	0	2	0	309	13	1,179	1,192
熊野市	72	111	8	678	157	78	70	56	1	1	0	363	14	1,218	1,232
いなべ市	92	178	26	1,007	251	33	99	65	1	4	0	453	29	1,727	1,756
志摩市	177	349	43	1,403	386	73	179	106	1	6	0	751	41	2,682	2,723
伊賀市	370	508	59	2,858	588	96	237	151	2	15	0	1,089	56	4,828	4,884
(市計)	4,023	6,368	745	35,173	9,067	1,294	4,091	2,405	75	132	0	17,064	1,234	62,139	63,373
木曾岬町	15	9	6	98	46	3	17	12	0	0	0	78	0	206	206
東員町	47	90	12	491	162	23	65	38	1	2	0	291	15	916	931
菟野町	74	129	12	822	229	35	111	58	2	5	0	440	29	1,448	1,477
朝日町	9	26	3	109	41	6	15	11	0	0	0	73	7	213	220
川越町	19	37	2	231	73	9	24	11	1	1	0	119	6	402	408
多気町	40	88	6	336	83	6	45	29	1	1	0	165	14	621	635
明和町	58	120	10	485	145	24	50	34	0	1	0	254	19	908	927
大台町	26	47	8	339	85	19	23	26	0	0	0	153	7	566	573
玉城町	35	58	10	323	84	11	44	16	1	0	0	156	13	569	582
度会町	31	48	1	183	62	8	29	17	1	0	0	117	5	375	380
大紀町	39	65	3	356	99	23	36	16	1	0	0	175	5	633	638
南伊勢町	72	129	15	518	172	22	50	29	0	3	0	276	10	1,000	1,010
紀北町	45	105	11	622	158	27	93	46	0	2	0	326	17	1,092	1,109
御浜町	31	44	3	232	53	21	20	21	0	1	0	116	5	421	426
紀宝町	26	56	6	333	66	22	44	36	0	0	0	168	8	581	589
(町計)	567	1,051	108	5,478	1,558	259	666	400	8	16	0	2,907	160	9,951	10,111
その他											146	146	0	146	146
県合計	4,590	7,419	853	40,651	10,625	1,553	4,757	2,805	83	148	146	20,117	1,394	72,236	73,630



(4) 身体障害者福祉法第15条指定医師

① 平成24年度の指定状況

	4月	6月	8月	10月	12月	2月	計
指定申請件数	4	6	9	13	14	9	55
指定件数	4	6	9	13	14	9	55
うち新規指定者	3	6	9	11	12	9	50

② 医師指定の推移(過去5年間の状況)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
指定申請件数	54	142	107	54	55
指定件数	47	142	107	54	55

③ 保健福祉圏域別指定医師配置状況 (平成25年4月1日現在) 【所属機関が不明な指定医師を除く】

	実人数 (人)	指定医師 延件数	視覚障害	聴覚障害	平衡機能 障害	音声言語 機能障害	そしゃく 機能障害	肢体 不自由	心臓機能 障害	じん臓 機能障害	呼吸器 機能障害	膀胱直腸 機能障害	小腸機能 障害	免疫機能 障害	肝臓機能 障害
桑名保健福祉事務所管内	186	753	20	21	27	39	23	143	102	105	100	71	81	0	21
桑名市	142	599	14	17	21	31	18	109	80	84	78	59	69	0	19
いなべ市	33	118	4	2	4	6	3	26	16	16	17	11	11	0	2
木曽岬町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東員町	11	36	2	2	2	2	2	8	6	5	5	1	1	0	0
四日市保健福祉事務所管内	390	1,503	41	37	49	78	43	280	212	224	213	136	154	5	31
四日市市	350	1,347	35	32	43	69	38	251	190	200	193	123	140	5	28
菟俣町	30	122	6	4	5	8	4	21	17	18	15	11	11	0	2
朝日町	4	13	0	0	0	0	0	3	2	3	2	1	1	0	1
川越町	6	21	0	1	1	1	1	5	3	3	3	1	2	0	0
鈴鹿保健福祉事務所管内	208	779	27	22	27	43	23	154	108	111	108	63	79	2	12
鈴鹿市	178	678	22	19	24	39	20	134	93	98	93	56	69	2	9
亀山市	30	101	5	3	3	4	3	20	15	13	15	7	10	0	3
津保健福祉事務所管内	485	1,895	63	61	75	111	60	345	262	256	257	158	188	11	48
津市	485	1,895	63	61	75	111	60	345	262	256	257	158	188	11	48
松阪保健福祉事務所管内	258	949	26	18	30	44	21	191	145	146	141	70	99	2	16
松阪市	220	799	24	16	26	37	17	160	121	124	119	57	83	1	14
多気町	4	12	1	0	0	0	0	3	2	2	2	1	1	0	0
明和町	20	83	1	1	3	5	3	15	14	12	12	7	8	1	1
大台町	14	55	0	1	1	2	1	13	8	8	8	5	7	0	1
伊勢保健福祉事務所管内	242	936	27	24	31	46	22	182	141	142	140	68	92	3	18
伊勢市	152	567	20	19	25	34	17	107	84	84	82	33	52	1	9
鳥羽市	14	65	1	0	0	1	0	13	10	10	10	7	8	2	3
志摩市	52	203	6	4	5	9	4	39	29	31	30	21	21	0	4
玉城町	11	52	0	1	1	2	1	10	8	8	8	6	6	0	1
度会町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南伊勢町	8	33	0	0	0	0	0	8	7	6	6	1	4	0	1
大紀町	5	16	0	0	0	0	0	5	3	3	4	0	1	0	0
伊賀保健福祉事務所管内	148	540	16	13	12	20	9	110	83	83	77	49	61	0	7
名張市	63	217	6	6	6	9	5	44	33	33	32	16	24	0	3
伊賀市	85	323	10	7	6	11	4	66	50	50	45	33	37	0	4
尾鷲保健福祉事務所管内	46	203	5	5	5	9	4	38	28	29	28	20	22	1	9
尾鷲市	31	127	5	5	5	6	4	24	15	17	15	12	13	0	6
紀北町	15	76	0	0	0	3	0	14	13	12	13	8	9	1	3
熊野保健福祉事務所管内	25	92	3	1	1	3	1	19	15	16	14	6	12	0	1
熊野市	12	49	2	0	0	1	0	9	9	9	8	4	7	0	0
御浜町	11	33	1	1	1	2	1	8	4	5	4	2	3	0	1
紀宝町	2	10	0	0	0	0	0	2	2	2	2	0	2	0	0
合計	1,988	7,650	228	202	257	393	206	1,462	1,096	1,112	1,078	641	788	24	163

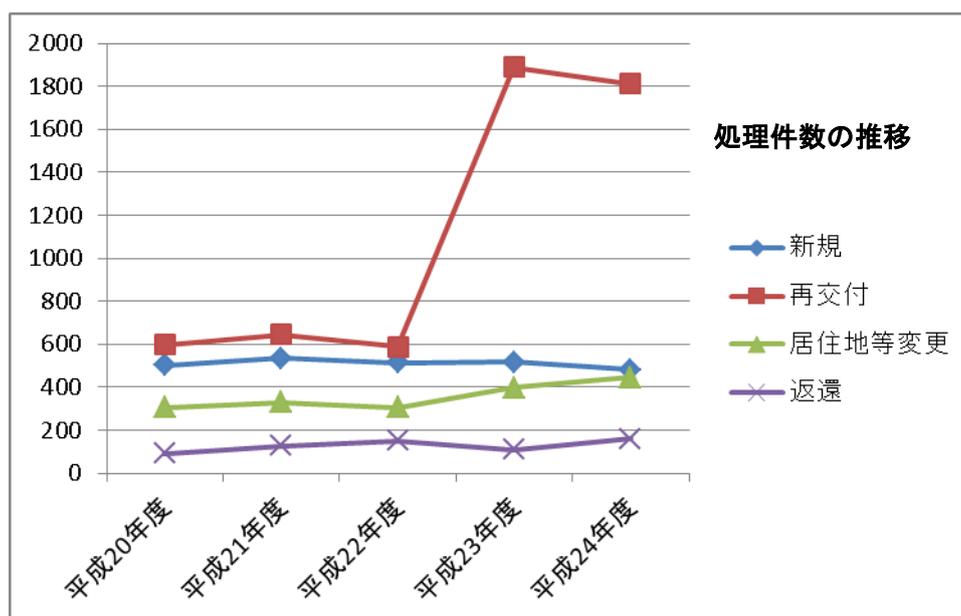
(5) 市町別療育手帳交付事務処理件数

(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

市町名	新規 交付	再交付	居住地 等変更	返還	計
津市	67	252	58	24	401
四日市市	89	281	94	29	493
伊勢市	25	129	36	27	217
松阪市	45	187	38	11	281
桑名市	29	133	19	8	189
鈴鹿市	57	206	65	7	335
名張市	31	106	30	6	173
尾鷲市	6	17	2	2	27
亀山市	19	50	16	3	88
鳥羽市	6	24	6	0	36
熊野市	8	17	3	6	34
いなべ市	20	43	8	6	77
志摩市	7	45	3	3	58
伊賀市	30	105	35	11	181
市計	439	1,595	413	143	2,590
木曾岬町	3	5	0	1	9
東員町	4	17	2	2	25
菰野町	7	44	4	2	57
朝日町	3	4	1	1	9
川越町	3	15	3	0	21
多気町	3	16	2	3	24
明和町	3	21	0	1	25
大台町	1	15	4	1	21
玉城町	4	18	4	0	26
度会町	1	13	1	0	15
大紀町	2	5	2	0	9
南伊勢町	2	10	0	1	13
紀北町	4	16	1	1	22
御浜町	1	11	6	2	20
紀宝町	2	7	2	2	13
町計	43	217	32	17	309
合計	482	1,812	445	160	2,899

(6) 年度別療育手帳交付事務処理件数

処理区分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
新規	501	535	514	517	482
再交付	597	646	588	1,888	1,812
小計	1,098	1,181	1,102	2,405	2,294
居住地等 変更	307	330	307	397	445
返還	92	127	152	108	160
合計	1,496	1,638	1,561	2,910	2,899



(7) 療育手帳交付者数 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

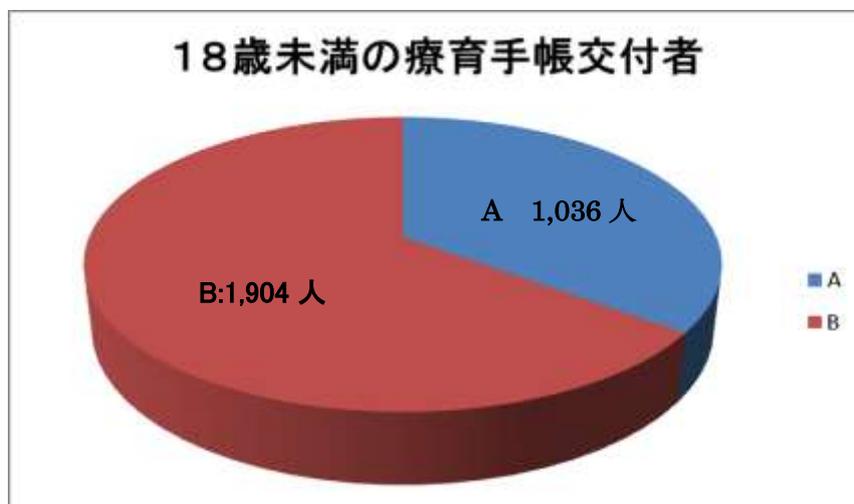
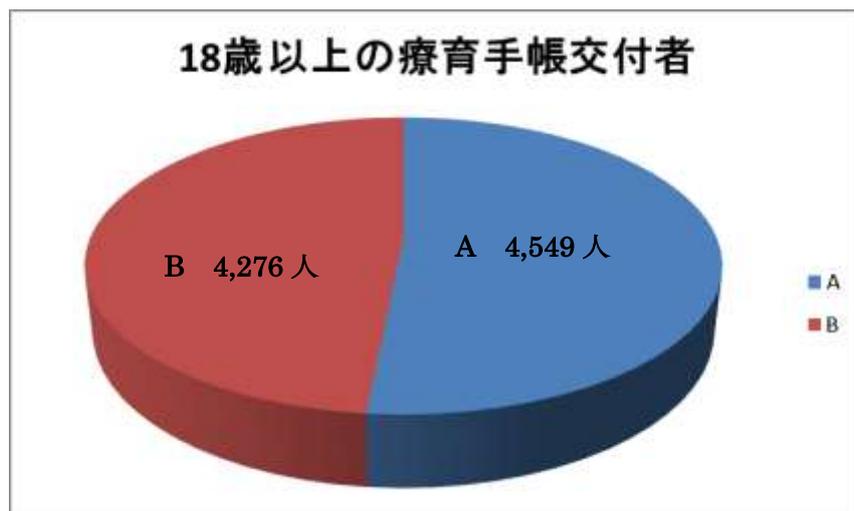
(単位:人)

区分 市町名	男	女	18歳未満			18歳以上			合 計		
			A	B	計	A	B	計	A	B	計
津市	1,149	653	182	259	441	735	626	1,361	917	885	1,802
四日市市	1,202	737	198	362	560	651	728	1,379	849	1,090	1,939
伊勢市	495	309	59	98	157	343	304	647	402	402	804
松阪市	640	394	94	167	261	424	349	773	518	516	1,034
桑名市	515	301	78	142	220	292	304	596	370	446	816
鈴鹿市	749	459	135	248	383	384	441	825	519	689	1,208
名張市	372	242	42	131	173	210	231	441	252	362	614
尾鷲市	66	67	8	16	24	57	52	109	65	68	133
亀山市	187	81	19	69	88	84	96	180	103	165	268
鳥羽市	91	71	12	14	26	80	56	136	92	70	162
熊野市	109	66	7	15	22	89	64	153	96	79	175
いなべ市	163	124	24	49	73	120	94	214	144	143	287
志摩市	195	151	24	31	55	162	129	291	186	160	346
伊賀市	397	282	49	106	155	254	270	524	303	376	679
(市計)	6,330	3,937	931	1,707	2,638	3,885	3,744	7,629	4,816	5,451	10,267
木曾岬町	22	12	1	7	8	14	12	26	15	19	34
東員町	76	47	7	22	29	58	36	94	65	58	123
菰野町	192	79	25	44	69	119	83	202	144	127	271
朝日町	25	17	7	12	19	15	8	23	22	20	42
川越町	51	27	9	12	21	31	26	57	40	38	78
多気町	66	41	8	22	30	39	38	77	47	60	107
明和町	76	43	4	20	24	41	54	95	45	74	119
大台町	53	33	6	5	11	35	40	75	41	45	86
玉城町	64	36	10	11	21	37	42	79	47	53	100
度会町	21	20	3	6	9	18	14	32	21	20	41
大紀町	33	26	1	3	4	36	19	55	37	22	59
南伊勢町	77	53	4	8	12	69	49	118	73	57	130
紀北町	93	67	9	13	22	78	60	138	87	73	160
御浜町	39	40	5	5	10	40	29	69	45	34	79
紀宝町	39	30	6	7	13	34	22	56	40	29	69
(町計)	927	571	105	197	302	664	532	1,196	769	729	1,498
県合計	7,257	4,508	1,036	1,904	2,940	4,549	4,276	8,825	5,585	6,180	11,765

【再掲】年齢別・性別・障がい程度別療育手帳交付者数

(単位:人)

項目		障がい程度		計
		A	B	
18歳以上	男	2,663	2,616	5,279
	女	1,886	1,660	3,546
	計	4,549	4,276	8,825
18歳未満	男	710	1,268	1,978
	女	326	636	962
	計	1,036	1,904	2,940
合計	男	3,373	3,884	7,257
	女	2,212	2,296	4,508
	計	5,585	6,180	11,765



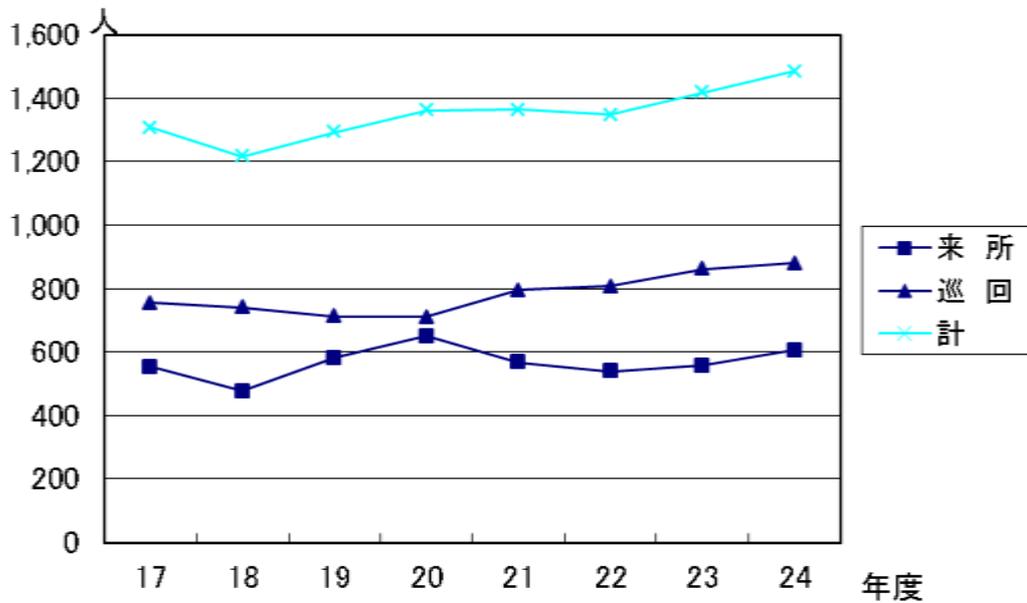
2 知的障害者支援課

(1) 年度別相談人員の推移

年度	17	18	19	20	21	22	23	24
来所	553	477	581	651	567	540	557	605
巡回	754	740	712	710	796	807	862	879
計	1,307	1,217	1,293	1,361	1,363	1,347	1,419	1,484

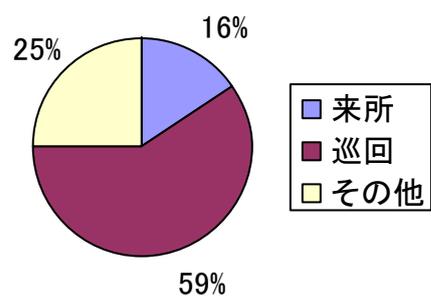
(注) 厚生労働省分類による

なお、「来所」には書面をもって判定を行った場合なども含む



(2) 相談形態割合

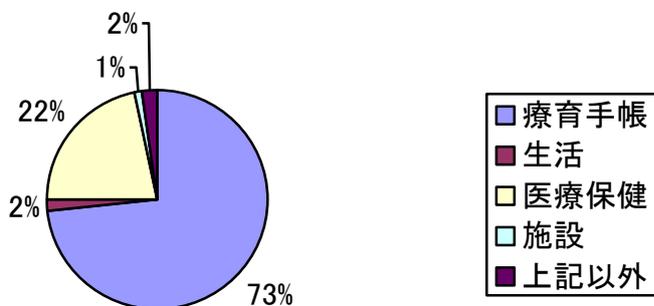
項目	人員	割合
来所	233	16%
巡回	879	59%
その他	372	25%
計	1,484	100%



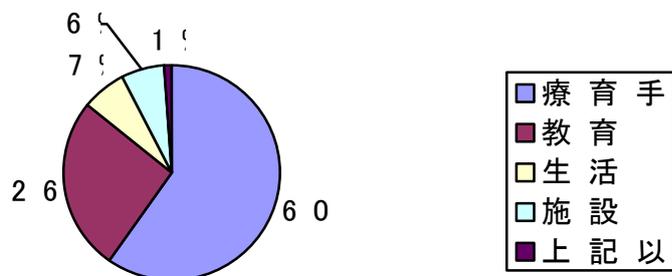
(3) 相談判定処理状況

区分		来 所	巡 回	その他	合 計
取扱人員		233	879	372	1,484
相談内容	施設	3	58	1	62
	職親委託	1	0	0	1
	職業	1	0	16	17
	医療保健	51	0	2	53
	生活	4	59	0	63
	教育	0	233	0	233
	療育手帳	174	535	36	745
	その他	3	9	319	331
	計	237	894	374	1,505
判定内容	医学的判定	54	0	1	55
	心理学的判定	173	540	0	713
	職能的判定	0	0	0	0
	その他の判定	3	29	0	32
	計	230	569	1	800
判定書 数等 交付	障害程度区分	0	0	0	0
	療育手帳	172	530	23	725
	その他	55	37	328	420
	計	227	567	351	1,145

☆来所



☆巡回



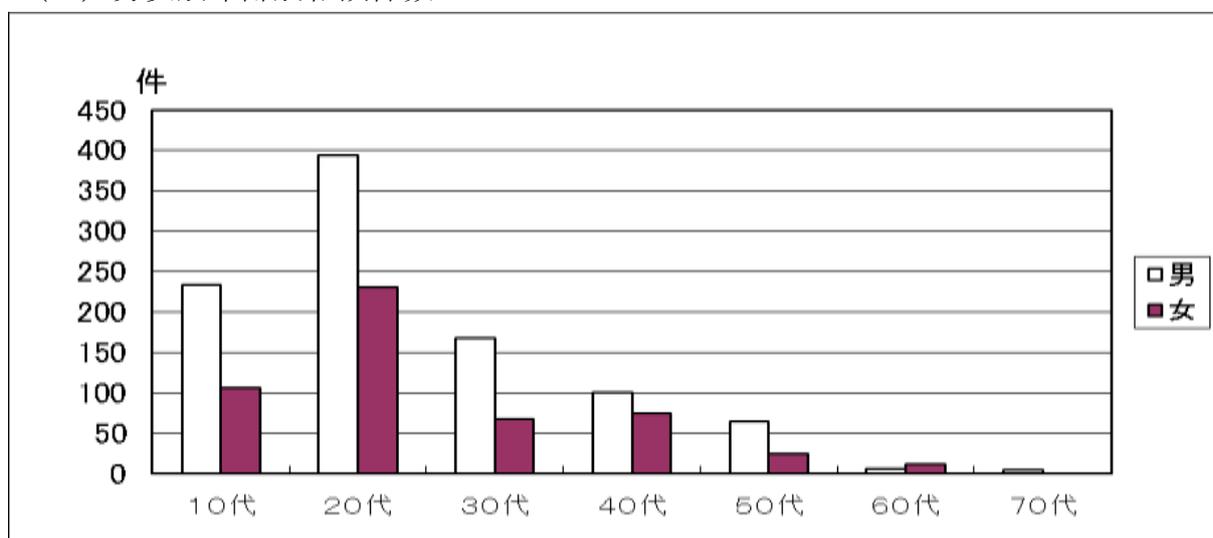
(4) 市町別相談判定状況

市町名	実数	施設	職親 委託	職業	医療 保健	生活	教育	療育 手帳	その 他	計
津市	201	6	0	0	8	11	38	103	37	203
四日市市	204	3	0	6	10	7	42	91	45	204
伊勢市	121	4	0	1	3	2	19	64	29	122
松阪市	131	1	1	0	5	1	18	71	35	132
桑名市	100	2	0	1	3	6	26	43	20	101
鈴鹿市	192	21	0	2	1	2	32	86	54	198
名張市	65	0	0	1	4	0	0	45	17	67
尾鷲市	16	4	0	0	0	1	0	8	4	17
亀山市	40	0	0	2	0	0	3	24	11	40
鳥羽市	24	0	0	0	1	0	1	14	8	24
熊野市	17	6	0	0	2	0	1	9	1	19
いなべ市	37	0	0	0	0	4	3	24	6	37
志摩市	52	4	0	0	1	14	7	19	8	53
伊賀市	92	2	0	2	8	0	16	46	18	92
市計	1,292	53	1	15	46	48	206	647	293	1,309
木曾岬町	3	0	0	0	0	0	0	3	1	4
東員町	14	0	0	0	1	0	4	7	2	14
菰野町	32	1	0	0	0	0	5	19	7	32
朝日町	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
川越町	7	0	0	0	0	0	1	4	2	7
多気町	8	0	0	0	0	0	1	5	2	8
明和町	29	1	0	1	0	0	5	14	8	29
大台町	19	0	0	0	1	0	3	10	5	19
玉城町	25	0	0	1	3	10	1	6	3	24
度会町	12	0	0	0	0	0	2	7	3	12
大紀町	2	0	0	0	0	0	0	2	0	2
南伊勢町	14	2	0	0	0	4	3	7	0	16
紀北町	7	0	0	0	0	1	0	4	2	7
御浜町	9	3	0	0	2	0	2	3	0	10
紀宝町	8	2	0	0	0	0	0	5	2	9
町計	190	9	0	2	7	15	27	97	37	194
県計	1,482	62	1	17	53	63	233	744	330	1,503
県外	2	0	0	0	0	0	0	1	1	2
合計	1,484	62	1	17	53	63	233	745	331	1,505

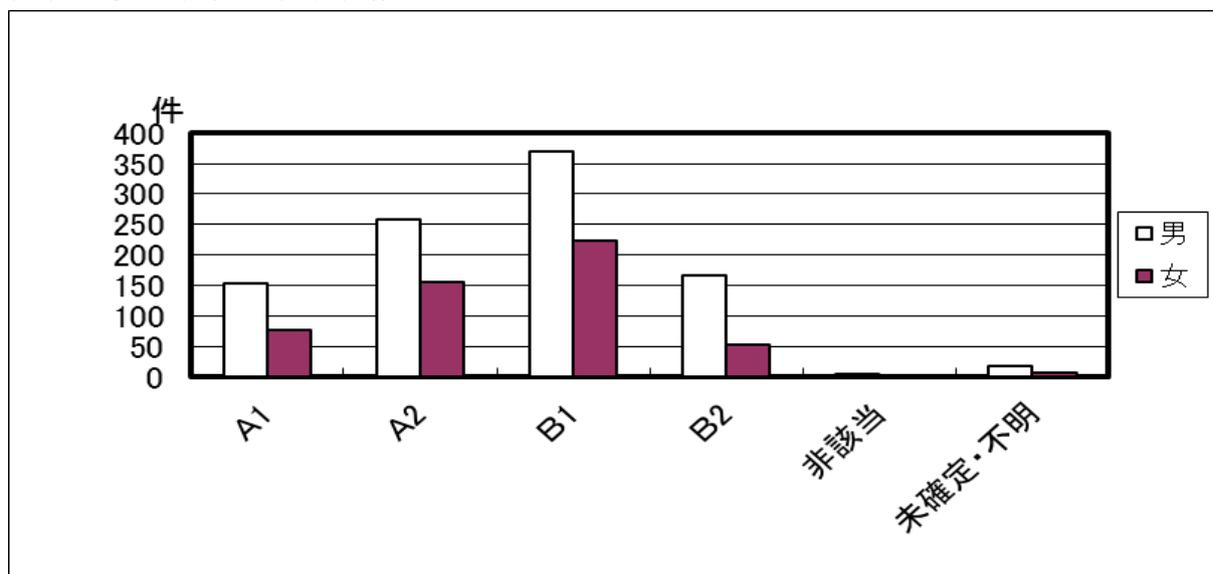
(再掲)障害保健福祉圏域別

桑名員弁	154	2	0	1	4	10	33	77	29	156
四日市	244	4	0	6	10	7	48	115	54	244
鈴鹿亀山	232	21	0	4	1	2	35	110	65	238
津	201	6	0	0	8	11	38	103	37	203
松阪多気	187	2	1	1	6	1	27	100	50	188
伊勢志摩	250	10	0	2	8	30	33	119	51	253
伊賀	157	2	0	3	12	0	16	91	35	159
紀北	23	4	0	0	0	2	0	12	6	24
紀南	34	11	0	0	4	0	3	17	3	38
県外	2	0	0	0	0	0	0	1	1	2
合計	1,484	62	1	17	53	63	233	745	331	1,505

(5) 男女別年齢別相談件数

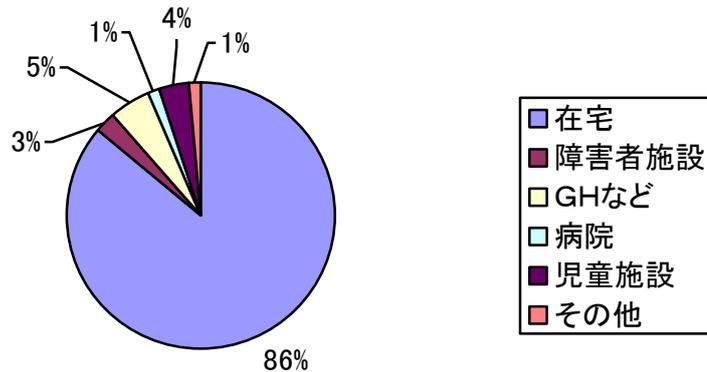


(6) 男女別程度別相談件数

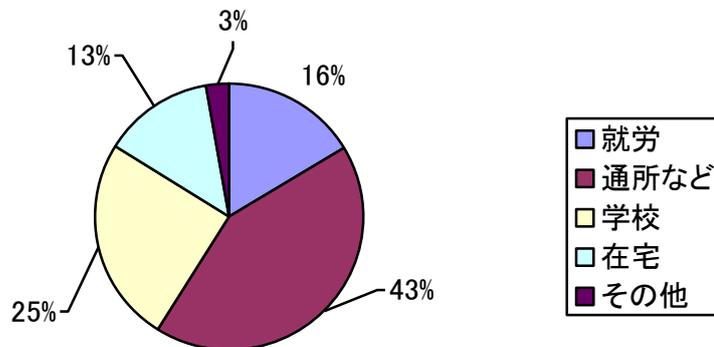


(7) 生活活動状況別相談割合

☆ 生活状況



☆ 活動状況



(8) 地域支援の状況

① 市町等地域支援

地域の協議会（知的障がい部会等）に出席し、施設入所希望者の現状把握のほか、困難事例の検討や関係機関のネットワーク構築に向けた協議等を行いました。

また、これとは別に、市町等が単独で実施する個別事例の支援会議等には随時参加しました。

② 入所調整

平成 24 年度に知的障がい者支援に係る障害者支援施設への入所を希望し、新たに待機者名簿へ掲載した者は 68 名でした。待機者は平成 25 年 3 月末現在で 254 名となり、年々増加しています。

平成 24 年 7 月 1 日から実施した重症心身障がい者に係る療養介護事業所（三重病院）の利用（入所）調整について、待機者名簿へ掲載した者は 7 名でした。

③ セーフティネットの構築

平成 24 年度に市町から緊急入所の相談はありましたが、ショートステイ等の福祉サービスの利用等により安心、安全な生活が確保できたため、緊急入所調整委員会は開催しませんでした。

④ 行動観察事業

平成 24 年度に行動観察事業を利用した利用者は 3 名(男性 3 名)でした。

事業終了後、男性 3 名のうち、2 名は家庭へ復帰し、日中は生活介護事業所への通所や自宅での仕事など、地域での生活を再開しました。残る 1 名は、平成 23 年度からの継続利用者で、ケアホームに入居しながら就労継続支援事業所に通所することになりました。

上記の利用者 3 名は、行動観察事業を利用する以前には、それぞれに地域で何らかの不適応などがみられましたが、行動観察によって把握された障がいの特徴や行動の特徴などを基に支援を検討することで、家族や地域の支援者の理解が深まり、生活環境の調整等が行われました。

(9) 研修の状況

① 市町知的障がい者福祉担当者基礎研修

日 時 平成 24 年 4 月 27 日 (金)
場 所 身体障害者総合福祉センター大研修室
対象者 市町知的障がい者福祉担当職員
内 容 知的障害者支援課作成の「知的障がい者支援・現業活動マニュアル」に基づき事務概要を説明
参加者数 49 名

② 第 1 回知的障がい者福祉専門研修

日 時 平成 24 年 6 月 29 日 (金)
場 所 身体障害者総合福祉センター大研修室
対象者 市町障がい者福祉担当職員・障害者総合相談支援センター等の職員
内 容 ①講義「知的障がい者基本台帳・調査書について」
②講義・演習「心理検査について」
③演習「面接のロールプレイについて」
参加者数 34 名

③ 第 2 回知的障がい者福祉専門研修

日 時 平成 24 年 11 月 30 日 (金)
場 所 三重県人権センター大セミナー室
対象者 障がい者(主として知的)福祉事業所職員
外部講師 NPO 法人さるく代表 長瀬慎一氏
内 容 ①講義:「行動障害(行動問題)への具体的な取り組みについて
～アセスメントと構造化について」
②実習:「行動障害への具体的・実践的な取り組み」
参加者数 74 名

3 身体障害者支援課

(1) 相談業務

身体障がい者の更生援護のための各種相談に応じ、指導・助言を行います。

- ① 自立支援医療（更生医療）相談
- ② 補装具相談
- ③ 施設入所相談
- ④ その他関連する相談

(2) 判定業務

① 医学的判定

市町からの依頼により、身体機能障がいの程度、残存機能及び障がいの状態を確認し、自立支援医療費、補装具費の支給にかかる医学的判定を行います。判定には、書類判定と来所判定があります。

平成 24 年度医学的判定

種 別	来所判定日	時 間
整形外科	火曜日（月 3 回）	13:30～16:30
耳鼻科	毎月第 2・4 水曜日	13:00～16:00
内 科	書類判定	随 時
心臓血管外科	書類判定	随 時
泌尿器科	書類判定	随 時
眼 科	書類判定	随 時

(3) 判定等実施状況

平成 24 年度中に実施した判定依頼件数は 1,719 件でした。

来所（書類判定を含む）による実施件数が 1,726 件でした。

判定依頼及び判定件数の主な内容については、補装具費の支給に関する判定依頼件数が 1,042 件、判定件数が 1,063 件、更生医療の給付に関する判定依頼件数が 677 件、判定件数が 663 件でした。

※判定依頼件数＝平成 24 年度中の日付（H24.4.1～H25.3.31）で受け付けた判定依頼件数

※判定件数＝平成 24 年度中の日付（H24.4.1～H25.3.31）で判定書を交付した件数

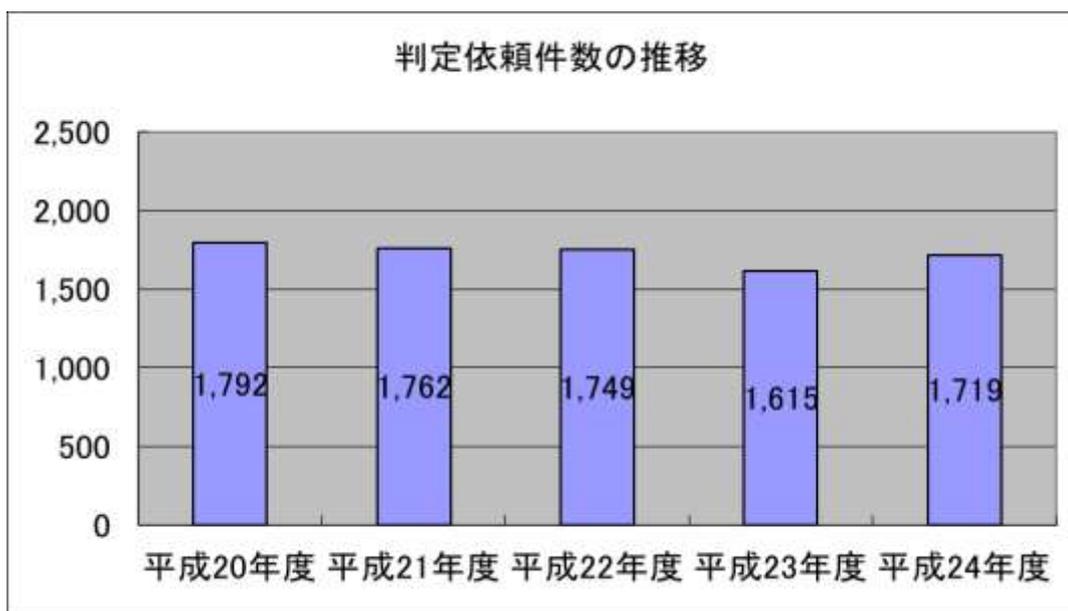
平成 24 年度判定依頼・判定件数

区 分		来 所	計	構成比
判定依頼件数		1,719	1,719	—
判定依頼内容	更生医療	677	677	39.4%
	補装具	1,042	1,042	60.6%
	職業	0	0	0.0%
	施設	0	0	0.0%
	生活	0	0	0.0%
	その他	0	0	0.0%
	計	1,719	1,719	100.0%
判定内容	更生医療	663	663	38.4%
	補装具	1,063	1,063	61.6%
	心理判定	0	0	0.0%
	職業判定	0	0	0.0%
	その他	0	0	0.0%
	計	1,726	1,726	100.0%
判定書交付件数		1,726	1,726	100.0%

※ 来所には、書類による判定を含む

(4) 判定依頼件数の過去 5 年間の推移

相談・判定 件数の推移	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	1,792	1,762	1,749	1,615	1,719



(5) 来所・巡回別実施判定依頼件数の過去5年間の推移

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
来所	1,750	1,739	1,732	1,615	1,719
巡回	42	23	17	0	0
計	1,792	1,762	1,749	1,615	1,719

※ 来所には、書類による判定を含む

※ 巡回は平成22年度をもって廃止

(6) 判定依頼状況の過去5年間の推移

手帳診断（障害程度の判定）は平成20年度をもって廃止しました。

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
更生医療	681	727	775	609	677
補装具	1,028	1,024	963	1,006	1,042
心理判定	0	1	0	0	0
手帳診断	67	0	0	0	0
職業判定	0	0	0	0	0
その他	67	10	11	0	0
計	1,843	1,762	1,749	1,616	1,719

(7) 更生医療の判定件数

医療内容例		件数	比率
心臓機能障害	バイパス術	26	3.9%
	弁置換術・弁形成術	47	7.1%
	ペースメーカー植え込み術	15	2.3%
	その他	6	0.9%
じん臓機能障害	透析療法	141	21.3%
	免疫抑制療法	196	29.6%
	腎移植	16	2.4%
	その他	0	0.0%
肢体不自由	人工関節置換術・他	54	8.1%
	その他	0	0.0%
肝臓障害	肝臓移植	0	0.0%
	免疫抑制療法	30	4.5%
免疫機能障害	免疫調整療法	121	18.2%
聴覚・音声・言語機能障害	人工内耳	0	0.0%
	顎形成・歯列矯正・他	11	1.7%
計		663	100.0%

(8) 補装具判定の状況

補装具の判定は、補聴器が最も多く 51.0%、次いで装具が 14.5%、車いすが 14.0%となっています。

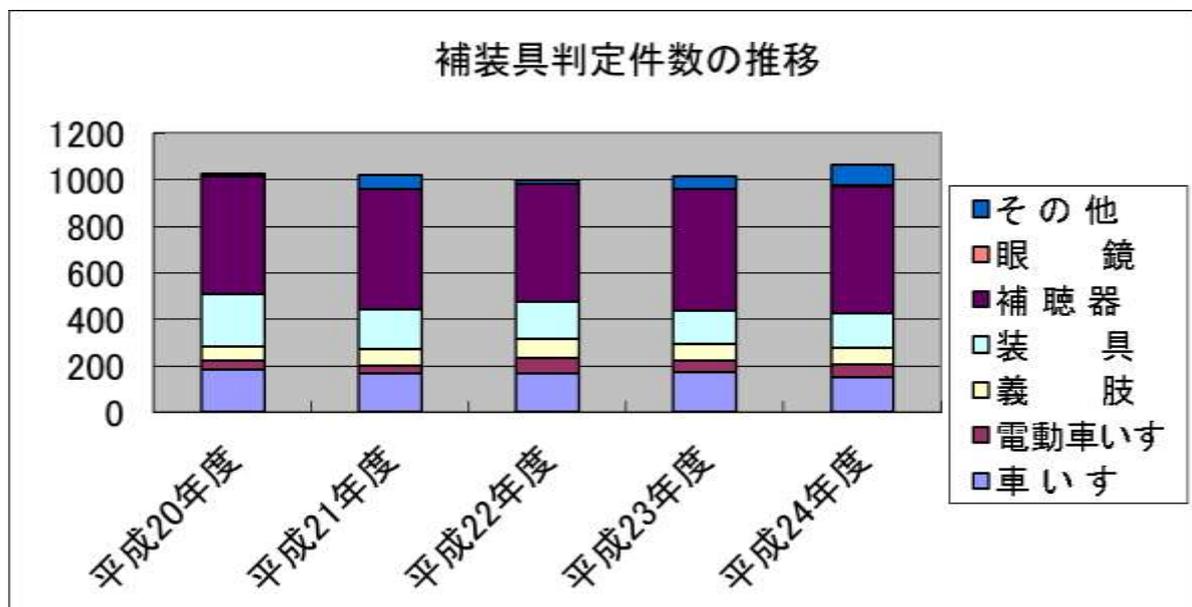
平成 24 年度補装具の判定件数

種目	件数	比率
車いす	149	14.0%
電動車いす	57	5.3%
義肢	69	6.5%
装具	154	14.5%

補聴器	542	51.0%
眼鏡	3	0.3%
その他	89	8.4%
計	1,063	100.0%

※年度別判定状況（過去5年間の推移）

種目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
車いす	183	167	170	171	149
電動車いす	42	35	64	51	57
義肢	56	72	80	70	69
装具	226	171	161	145	154
補聴器	506	513	506	522	542
眼鏡	2	2	2	1	3
その他	13	59	18	54	89
計	1,028	1,019	1,001	1,014	1,063



(9) 研修の状況

- ① 市町身体障がい者福祉担当職員基礎研修
 身体障害者更生相談所が所管している業務について、市町の経験の浅い職員を対象として、実務研修を実施しました。

平成 24 年 5 月 11 日 57 名

- ・ 身体障がい者の一般特性と制度の概要
- ・ 身体障害者手帳
- ・ 自立支援医療（更生医療）
- ・ 自立支援医療の自己負担等
- ・ 補装具について
- ・ 障害者支援施設の入所関係事務

- ② 市町身体障がい者福祉担当職員専門研修
身体障がい者福祉担当職員を対象に、専門研修として行いました。

平成 24 年 9 月 25 日 32 名

- ・ 補装具の現物説明・操作体験等
- ・ 補装具の対応困難な事項についてのグループワーク等

(10) 市町等に対する専門的な技術的助言・指導等の業務

- ① 特別支援学校が開催する進路懇談会に出席し、学校、市町、地域相談支援センター職員等と検討を 4 回行いました。
- ② 市町等に対し、障がい福祉に係る各種の情報の提供を行いました。

(11) 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定

指定自立支援医療機関の指定について、56 件の指定を行いました。

また、指定更新 359 件、医師変更承認 11 件、その他変更届 245 件を受理しました。

4 地域支援課

(1) 相談支援事業

県内に設置した障がい者の相談支援センターの利用者数（登録者数）

① 障がい者就業・生活支援事業

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
登録者数	2, 186 人	1, 978 人	2, 238 人	2, 288 人

② 障がい児等療育相談支援事業

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
登録者数	2, 134 人	2, 583 人	3, 064 人	2, 862 人

③高次脳機能障がい者生活支援事業

(平成25年4月1日付で高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業へ要綱改正)

項 目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
利用者数 (延数)	752人	896人	1,010人	967人

④自閉症・発達障がい支援センター運営事業

項 目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
利用者数	642人	780人	941人	1,167人

⑤重症心身障がい児(者)相談支援事業

項 目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
登録者数	325人	488人	287人	328人

(2) 相談支援体制整備・強化及び地域の協議会支援

平成21年度中に、すべての市町に地域自立支援協議会が設置されましたが、活動状況は様々で、地域格差があります。そのため、平成21年度にはすべての市町を訪問し、地域自立支援協議会の活動状況を把握するとともに、実際に地域自立支援協議会に参加し、協議会運営等の課題の把握に努めました。

さらに、平成22年度から三重県地域自立支援協議会運営強化支援事業を実施し、各圏域にエリアマネージャーを配置し運営の強化を図りました。エリアマネージャー会議を開催により情報の共有と更なる強化等に取り組みました。

平成24年度は、エリアマネージャーを圏域アドバイザーに改称し、相談支援体制強化事業として従来の取組に加え、相談支援体制強化に向けた支援を行いました。圏域アドバイザーの活動により把握した地域の課題を、県障害者自立支援協議会へ報告・提言しています。

また、同時に障がい当事者及び市町職員等を対象として、当事者の声に基づく自立支援を進めるためのエンパワメント研修を、障がい福祉課と共に行いました。

圏域アドバイザー会議開催実績

項 目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
回数	—	3	5	5

(3) 人材育成支援事業

- ① 障害程度区分認定調査員研修
 障害程度区分の認定調査を行う市町職員等を対象として実施しました。
【日 時】 平成 24 年 4 月 19 日実施
【参加者数】 88 名
- ③ 審査会委員研修
 障害程度区分の認定を行う市町の審査会委員の研修を行いました。
【日 時】 平成 24 年 4 月 26 日等の 2 回実施
【参加者数】 13 名
- ③ 相談支援従事者初任者研修
 地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的として実施しました。
【日 時】 平成 24 年 7 月 19 日~20 日、22 日、8 月 1 日~3 日、10 月 10 日~12 日の 8 日間
【参加者数】 248 名
- ④ 相談支援従事者現任者研修
 相談支援従事者初任者研修の受講者を対象として、相談支援従事者の資質の向上を図ることを目的として実施しました。
【日 時】 平成 24 年 9 月 5 日~9 月 7 日の 3 日間
【参加者数】 114 名
- ⑤ 相談支援従事者専門コース別研修（障害児支援）
 障がい児の相談支援に携わる相談支援専門員等を対象に、障がい児支援に必要な専門知識を有した質の高い人材を養成し資質の向上を図ることを目的として実施しました。
【日 時】 平成 25 年 1 月 29 日~30 日の 2 日間
【参加者数】 51 名
- ⑥ サービス管理責任者研修
 障害者自立支援法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスの質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者の養成を図ることを目的として、実施しました。
【日 時】 平成 24 年 11 月 2 日（共通講義）
 平成 24 年 11 月 15 日、16 日（介護分野）
 平成 24 年 11 月 20 日、21 日（地域生活（知的・精神）分野）
 平成 24 年 11 月 27 日、28 日（就労分野）
 平成 24 年 12 月 6 日、7 日（児童分野）

平成 24 年 12 月 11 日、12 日（身体分野）

【参加者数】	介護分野	93 名
	地域生活（知的・精神）分野	63 名
	就労分野	93 名
	児童分野	31 名
	身体分野	10 名
	合 計	290 名

⑦ サービス管理責任者フォローアップ研修

地域生活（知的・精神）分野のサービス管理責任者の資質向上やサービス管理責任者間の情報交換や情報共有を図ることを目的として実施しました。

【日 時】 平成 25 年 1 月 17 日・18 日の 2 日間

【参加者数】 28 名

⑧ 同行援護従業者養成研修(一般課程・応用課程)及びガイドヘルパー養成研修

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者の支援等や、全身性障がい者の外出時の移動の支援等を行う同行援護従業者及びガイドヘルパーの養成を目的として実施しました。

【日 時】 10 月、11 月、1 月の 3 回実施

【参加者数】 123 名

⑨ 障害者ホームヘルパー等養成研修

障害保健福祉圏域において、地域のニーズに応じた研修を地域自立支援協議会が主催して企画実施し、支援者の養成と資質向上及び、地域のネットワーク構築を目的として実施しました。

【日 時】 平成 24 年中に 5 圏域で 10 回開催

【延べ参加者数】 416 名

⑩ 福祉担当職員等基礎研修

市町職員及び障がい福祉施設従事者等の初任者を対象に、「本人中心の支援とは」を共に考え、日頃の支援を振り返る機会とする基礎研修を実施しました。

【日 時】 平成 24 年 4 月 13 日・5 月 13 日

【参加者数】 204 名

(4) 障害者虐待防止・権利擁護事業

① 三重県障害者権利擁護センター

相談・通報・届出受理件数（平成 24 年 10 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日）

	養護者	施設従事者	使用者	総数
受理件数	6 件	11 件	6 件	23 件

*市町からの問い合わせ・相談も含む

② 障害者虐待防止・権利擁護研修

障害者虐待の未然防止及び虐待の早期発見と虐待が疑われる事案への迅速な対応ができるよう研修を共通講義と福祉施設従事者コース、管理者コース、相談窓口職員コースのコース別に実施しました。

【日 時】 平成 24 年 8 月 28 日・29 日、9 月 14 日、19 日

【参加者数】 544 名

平成 25 年度版

事 業 概 要

発 行

平成 25 年 7 月

三重県障害者相談支援センター

〒514-0113

三重県津市一身田大古曾670番地2

電 話 (059) 236 - 0400
